

鎌倉市における投影広告物等に係るガイドライン

令和4年12月9日施行

1 趣旨

近年、プロジェクションマッピング（プロジェクターを使用して空間や物体に映像を投影し、重ねあわせた映像に様々な視覚効果を与える技術）が、多くの都市で盛んにおこなわれるようになってきました。

イベント等におけるこれらの手法を用いた屋外広告物は、新たな魅力を創出し、古都の夜間景観に色を添え、地域に活力を与えるものとなると考えられます。

一方、過激・過剰な表現や過度の明るさは良好な景観や風致を阻害し、公衆に対し危害を与えることになるため、表示に当たっては、周囲の景観との調和、住環境、利用者等に与える影響を考慮する必要があります。

そのため、鎌倉市屋外広告条例（以下「条例」という。）別表第2及び別表第3に「投影広告物」の制限を定めました。

このガイドラインは、投影広告物等（*1）の適切な規制誘導を目的として、条例の規定による基準のほか、必要な事項を定めるものです。

このガイドラインを基に、市民及び事業者の協力を得て、歴史遺産と共生するまち・鎌倉の街並みや景観の維持、創造をしていきたいと考えています。

*1 投影広告物等とは

建築物等に光で投影する方法（以下「投影」という。）により表示される屋外広告物及び投影機（投影広告物を投影する機器及びそれに付加されたもの）をいう。

2 適用範囲

全ての投影広告物等を対象とします（表示期間が5日以内のものを含む。）。

なお、ここで扱うものは屋外広告物である投影広告物であり、社寺や公園等の敷地内において、その来訪者に向けて表示されるプロジェクションマッピング等は、この投影広告物の対象にはなりません。

3 投影広告物等のあり方

投影広告物等は、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれがないものであること。

4 景観との調和・周辺環境及び安全性への配慮事項

投影広告物等を表示し、又は設置する場合は、次の事項に配慮する必要があります。

(1) 急激な光点滅等による安全性への影響の防止（*2）

*2 アからウは、「アニメーション等の營造手法に関するガイドライン」（日本放送協会・一般社団法人日本民間放送連盟）を参考

ア 映像や光の点滅は、原則として1秒間に3回を超える使用を避けるとともに、次の点に留意すること。

(ア) 「鮮やかな赤」の点滅は、特に慎重に扱うこと。

(イ) 避けるべき点滅映像を判断するに当たっては、点滅が同時に起こる面積が画面の4分の1を超え、かつ、輝度変化が10%以上（投影面の照度変化が10%未満の場合を除く。）の場合を基準とすること。

(ウ) (ア)の条件を満たした上で(イ)に示した基準を超える場合には、点滅は1秒間に5回を限度とし、かつ、輝度変化（又は投影面の照度変化）を20%以下に抑えること。加えて、連続して2秒間を超える使用は行わないこと。

イ コントラストの強い画面の反転や画面の輝度変化が20%を超える急激な場面転換（投影面の照度変化が20%以下の場合を除く。）は、原則として1秒間に3回を超えて使用しないこと。

ウ 規則的なパターン模様（しま模様、渦巻き模様、同心円模様など）が画面の大部分を

- 占めることも避けること。
- エ サブリミナル的表現は避けること。
- オ 使用する光の種類、波長、強さ等人体への悪影響がないように十分に配慮すること。
- (2) 住環境への配慮
 - ア 第1種地域又は古都鎌倉特定区域の境界線から50メートル以内の地域に表示するものにあつては、当該第1種地域又は古都鎌倉特定区域から展望できないものであること。
 - イ 壁面等に投影する場合は、その壁面から光がはみ出さないこと。
 - ウ 周辺環境に応じて適切な点灯時間を設定すること。
午後11時から日の出までの表示を避けること。ただし、住環境への配慮が求められる地域では、原則として、午後9時以降の表示は控えること。
- (3) 道路交通等への配慮
 - ア 道路を挟む場合等は、信号機、道路標識等の効用を阻害し、又は車両運転者をげん惑するおそれがないものであること。
 - イ 投影機の設置場所を含め、道路交通等へ影響を及ぼすことがないように、事前に交通管理者等と協議すること。
- (4) 物件管理者等との調整
 - ア 投影対象物の所有者（管理者）の承諾を得ていること。
 - イ 投影機を設置する場所の所有者（管理者）の承諾を得ていること。
 - ウ 文化財に投影を行う場合は、文化財及び周辺環境の毀損（イメージ等の毀損を含む。）がないよう実施するとともに、あらかじめ、文化財所管部局及び文化財の管理者との必要な調整を行うこと。
 - エ 道路を挟む場合等は、交通管理者、道路管理者等の関係部局と協議を行うこと。
 - オ 光害や騒音への配慮を目的として、必要な所管部局と協議した上で、関係法令を遵守すること。
- (5) その他
 - ア コンテンツの内容が古都鎌倉にふさわしいものとするよう配慮すること。
 - イ 広域から視認できるような場合には、周辺自治体の区域からの見え方にも配慮すること。
 - ウ 高機能のプロジェクターを使用する場合は、投影時のレンズののぞき込みを防止するために必要な安全対策を講ずること。
 - エ 上記に定めるもののほか、その他の屋外広告物の取扱いの例による。

5 表示期間

原則として、表示期間の上限を超えて繰り返し表示することを避けること。繰り返して表示する場合には、適切に間隔を空けること。

6 現場管理

- (1) 投影広告物管理者を設置し、安全管理を十分徹底するとともに、現場における緊急事態等に対応すること。
- (2) 緊急連絡網を設置し、緊急時の連絡体制を整えること。

7 その他の事項

- (1) その他地域の景観に調和させるために必要な措置については、協議により定める。
- (2) 条例第10条の許可の特例を受ける場合は、このガイドラインによらないことができる。
- (3) 投影広告物を表示する広告物等の許可を受ける場合には、別紙の配慮事項の適合状況についてのチェックリストを市長に提出し、協議を行うものとする。
- (4) このガイドラインは、その運用状況、効果等を勘案し、条例第1条に規定する目的の達成状況を評価した上で、このガイドラインの施行後2年以内に必要な見直しを行うものとする。

鎌倉市における投影広告物等ガイドライン配慮事項等の適合状況についてのチェックリスト

項目	No.	ガイドラインの内容	チェック
急激な光点滅等による安全性への影響の防止	1	映像や光の点滅は、原則として1秒間に3回を超える使用を避けるとともに、次の点に留意すること。	
	ア	「鮮やかな赤」の点滅は、特に慎重に扱うこと。	
	イ	避けるべき点滅映像を判断するに当たっては、点滅が同時に起こる面積が画面の4分の1を超え、かつ、輝度変化が10%以上（投影面の照度変化が10%未満の場合を除く。）の場合を基準とすること。	
	ウ	アの条件を満たした上で、イに示した基準を超える場合には、点滅は1秒間に5回を限度とし、かつ、輝度変化（又は投影面の照度変化）を20%以下に抑えること。加えて、連続して2秒間を超える使用は行わないこと。	
	2	コントラストの強い画面の反転や画面の輝度変化が20%を超える急激な場面転換（投影面の照度変化が20%以下の場合を除く。）は、原則として1秒間に3回を超えて使用しないこと。	
	3	規則的なパターン模様（しま模様、渦巻き模様、同心円模様など）が画面の大部分を占めることも避けること。	
	4	サブリミナル的表現は避けること。	
住環境への配慮	5	使用する光の種類、波長、強さ等人体への悪影響がないように十分に配慮すること。	cd/m ²
	6	第1種地域又は古都鎌倉特定区域の境界線から50メートル以内の地域に表示するものにあつては、当該第1種地域又は古都鎌倉特定区域から展望できないものであること。	
	7	壁面等に投影する場合は、その壁面から光がはみ出さないこと。	
道路交通等への配慮	8	周辺環境に応じて適切な点灯時間を設定すること。 午後11時から日の出までの表示を避けること。ただし、住環境への配慮が求められる地域では、原則として、午後9時以降の表示は控えること。	
	9	道路を挟む場合等は、信号機、道路標識等の効用を阻害し、又は車両運転者をげん惑するおそれがないものであること。	
物件管理者等との調整	10	投影機の設置場所を含め、道路交通等へ影響を及ぼすことがないよう、事前に交通管理者等と協議すること。	
	11	投影対象物の所有者（管理者）の承諾を得ていること。	
	12	投影機を設置する場所の所有者（管理者）の承諾を得ていること。	
	13	文化財に投影を行う場合は、文化財及び周辺環境の毀損（イメージ等の毀損を含む。）がないよう実施するとともに、あらかじめ、文化財所管部局及び文化財の管理者との必要な調整を行うこと。	
	14	道路を挟む場合等は、交通管理者、道路管理者等の関係部局と協議を行うこと。	

	15	光害や騒音への配慮を目的として、必要な所管部局と協議したうえで、関係法令を遵守すること。	
その他	16	コンテンツの内容が古都鎌倉にふさわしいものとなるよう配慮すること。	
	17	広域から視認できるような場合には、周辺自治体の区域からの見え方にも配慮すること。	
	18	高性能のプロジェクターを使用する場合は、放映時のレンズののぞき込みを防止するために必要な安全対策を講ずること。	
間表示期	19	原則として、表示期間の上限を超えて繰り返し表示することを避けること。繰り返し表示する場合には、適切に間隔を空けること。	
現場管理	20	投影広告物管理者を設置し、安全管理を十分徹底するとともに、現場における緊急事態等に対応すること。	
	21	緊急連絡網を設置し、緊急時の連絡体制を整えること。	
摘要			

備考

- 1 ガイドラインに適合している項目は「チェック」の欄にレ点を、該当項目であるが適合していない項目は×を、広告物等の内容によって該当しない項目は斜線を引いてください。
- 2 5の使用する光の強さは、輝度の最大値を記載してください。
- 3 当該チェックリストには、次の図書等を添付して提出してください。
 - ア 案内図及び配置図
 - イ 仕様書及び意匠図
 - ウ 映像データDVD又はコンテンツの内容が分かるもの
 - エ 設置する場所及びその付近の状況が分かるカラー写真
 - オ その他ガイドラインの適合状況を説明する図書等